

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 7 日

全国柔整師協会
会長 岸野 雅方 様

いすみ市子育て支援課

いすみ市子ども医療費助成制度の拡充について

平素は、いすみ市の児童福祉行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
います。

いすみ市では令和 5 年 8 月 1 日から別紙のとおり、子ども医療費助成制度の
拡充を行っております。

つきましては、業務多忙の中、大変恐縮ですが所属している整骨院、接骨院
に周知くださいますようお願いいたします。

【お問合せ先】

いすみ市役所 子育て支援課 子育て支援班 伊藤 TEL 0470-60-1120
--

子ども医療費助成制度の拡充について

いすみ市子育て支援課

1 制度概要

子ども医療費助成制度は、子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る制度です。子育て世帯の医療費負担の軽減をより図るため、令和5年8月1日診療分から、受給券の発行対象を高校3年生までに拡充します。

また、月額上限制度を導入し、同一医療機関における同一月の受診は入院11日、通院6回以降は無料になります。

2 改正内容

	令和5年7月診療分まで	令和5年8月診療分から
助成方式	償還払い方式 医療機関でいったん医療費を支払い、後日払い戻しの申請を行う方式	現物給付方式 対象児童に医療助成受給券を発行し、医療を受けた際は、医療機関の窓口で保険証と受給券を一緒に提示することでその場で精算される方式
自己負担金	入院1日、通院1回につき300円 調剤 無料 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料	入院1日、通院1回につき300円 ただし、同一医療機関における同一月の受診は入院11日、通院6回以降は無料 調剤 無料 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料

3 他医療費助成事業との兼ね合いについて

- ひとり親世帯に属する高校生相当の児童(現在ひとり親家庭等医療費等助成受給券を発行)
→ひとり親家庭等医療費等助成が優先
※受給者に対し発行する受給券は、1人1枚のみとなります。
- 小児慢性特定疾病医療等の公費医療制度が適応される場合や、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合、そちらが優先となります。